投資信託説明書
（交付目論見書）
2026.10.22

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

ニュージーランド公社債ファンド（毎月分配型）

愛称：ニュージーボンド

追加型投信／海外／債券

●**本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。**

●**ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 ［ファンドの運用の指図を行なう者］
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
ホームページ アドレス　www.amova-am.com
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

受託会社 ［ファンドの財産の保管および管理を行なう者］
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は　アモーヴァ・アセットマネジメント

三井住友トラストグループ

●ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「ニュージーランド公社債ファンド（毎月分配型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月21日に関東財務局長に提出しており、2026年10月22日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券　一般））	年12回（毎月）	オセアニア	ファミリーファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	40兆7,086億円

（2026年7月末現在）

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、ニュージーランドドル建ての公社債に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1 主として、ニュージーランドドル建ての公社債に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

- マザーファンドを通じて、ニュージーランドドル建ての国債、地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債、社債などに投資を行ないます。
  ※ニュージーランド国外の発行体が発行するニュージーランドドル建ての公社債などを含みます。
- 原則として、為替ヘッジは行ないません。

2 運用は、アモーヴァ・アセットマネジメントが行ないます。

- マザーファンドの運用において、アモーヴァ・アセットマネジメントのグループ会社である「アモーヴァ・アセットマネジメント・ニュージーランドリミテッド」からの投資助言を受けます。
  ※「アモーヴァ・アセットマネジメント・ニュージーランドリミテッド」は、主にニュージーランドの債券および株式の運用に強みを持つ、アモーヴァ・アセットマネジメントのニュージーランドの運用拠点です。

3 毎月、収益分配を行なうことをめざします。

- 組入債券の利子収入などを原資として、毎決算時に収益分配を行なうことをめざします。
- 毎月18日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用を行なえない場合があります。

ポイント1 相対的に魅力的な金利水準とパフォーマンス

●ニュージーランド国債の利回りは、先進国の中で、相対的に魅力的な水準となっています。また、ニュージーランド国債は、円ベースで、長期的に堅調に推移してきました。

相対的に魅力的な水準にある国債利回り

【ニュージーランドと主要先進国の5年国債利回り】
（2026年7月末時点）

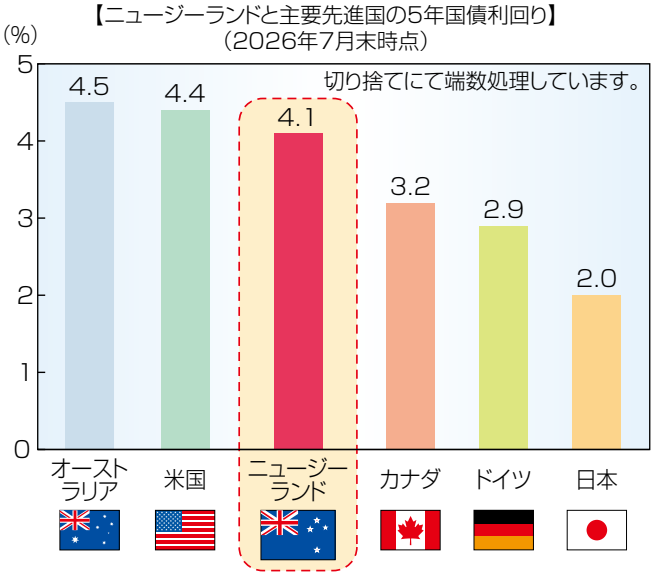

信頼できると判断したデータをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成

ニュージーランド国債のパフォーマンスは堅調に推移

【ニュージーランドと主要先進国の国債インデックス（円ベース）の推移】
（2010年1月末～2026年7月末）

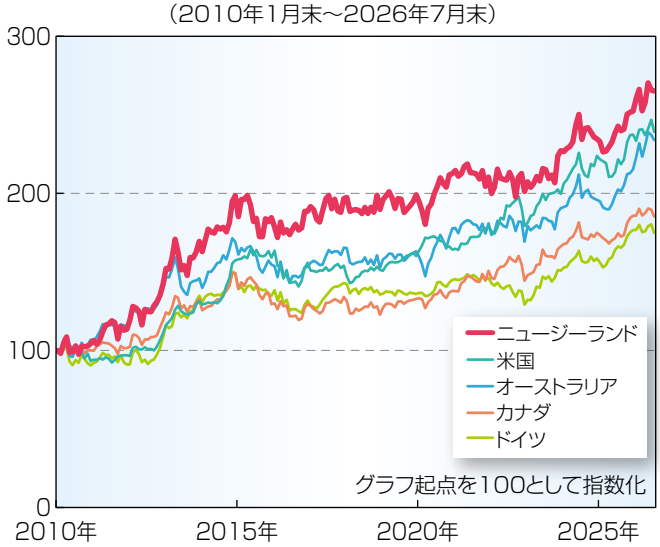

FTSE世界国債インデックス（為替ヘッジなし・円ベース）の各国インデックス（ニュージーランドは参考市場インデックスを使用）

ポイント2 相対的に健全な財政を背景とした、高い信用力

●ニュージーランドは、大手格付会社であるムーディーズによりAaaの信用格付（自国通貨建て長期債務）を付与されており、国際的に高い信用力を有しています。これは、先進国の中で同国が、相対的に、政府債務が低いことや、財政収支の健全性が高いことなどが評価されていると考えられます。

国際的に高い信用力をもつニュージーランド

【ニュージーランドと主要先進国の国債格付】
（2026年7月末時点）

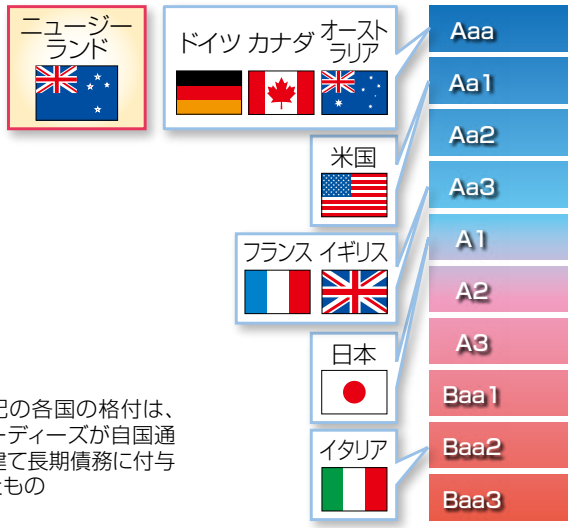

注:上記の各国の格付は、ムーディーズが自国通貨建て長期債務に付与したもの

ニュージーランドの財政は相対的に高い健全性を維持

【ニュージーランドと主要先進国の財政収支と政府総債務残高】
（2025年）

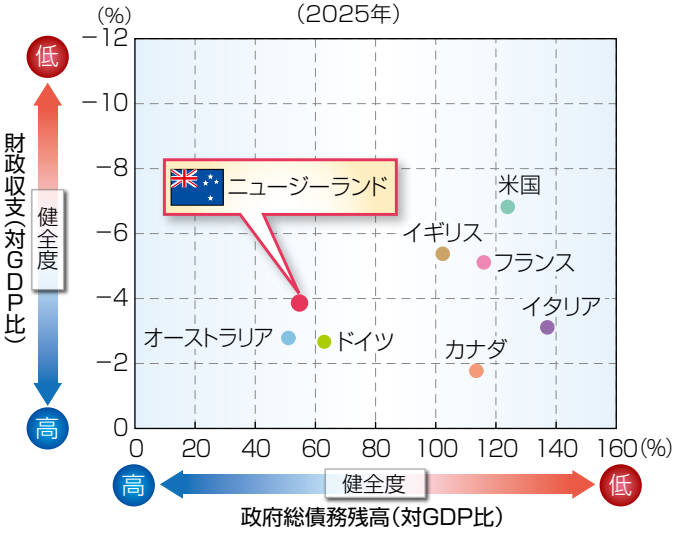

出所:IMF「World Economic Outlook, April 2026」

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ポイント3 先進国の中で、相対的に堅調な成長を続けてきたニュージーランド経済

- ニュージーランド経済は、リーマン・ショックやコロナ・ショックなどの影響により、景気が低迷した時期もありましたが、先進国の中では相対的に堅調な成長を続けてきました。2024年にかけてはインフレ抑制に向けた利上げの影響などから景気が減速したものの、2025年には回復がみられ、今後は主要先進国を上回る成長が見込まれています。

【ニュージーランドと主要先進国の実質GDP成長率の推移】
（2010年～2027年（予想））
※2026年以降はIMFによる予想値

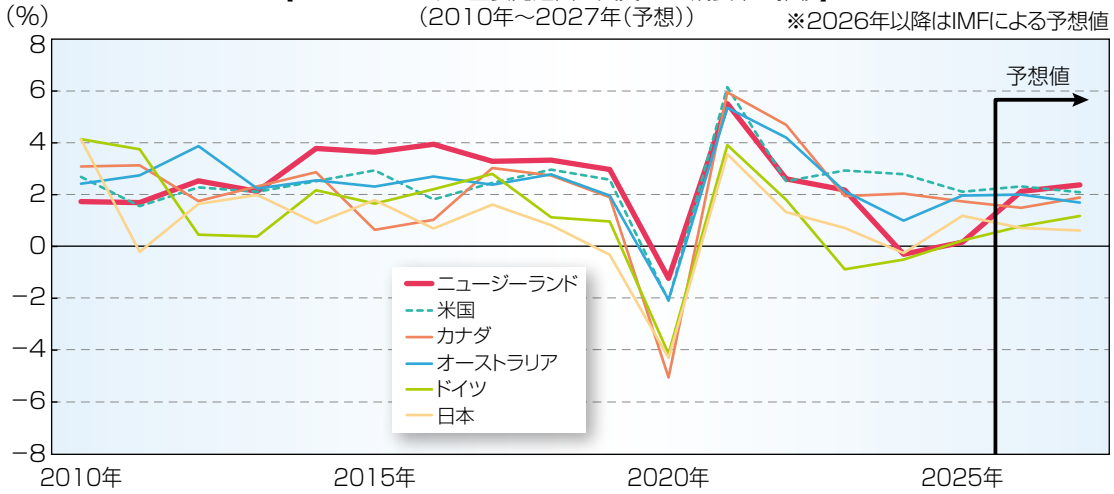

出所:IMF「World Economic Outlook, April 2026」

当ファンドの運用について 当ファンドの投資対象について

- 当ファンドでは、主にニュージーランドドル建ての公社債に分散投資を行ないます。
- ニュージーランドの国債市場の規模は、さほど大きくないものの、大規模震災の復興対策やコロナ禍の景気支援などを背景に拡大しました。なお、2026/2027年度予算では、財政収支の改善や政府債務の抑制に向けた方針が示されました。

当ファンドの主な投資対象

原則として、取得時においてBBB－格相当以上のニュージーランドドル建ての公社債に投資を行ないます。

※ニュージーランド国外の発行体が発行するニュージーランドドル建ての公社債などを含みます。

- 国　債
- 地方債
- 政府保証債*
- 政府機関債
- 国際機関債
- 社　債

＊ 政府保証債とは、政府が元利金の支払いについて保証をしている債券です。

ご参考

【ニュージーランド国債の市場規模の推移】
（2010年1月末～2026年7月末）

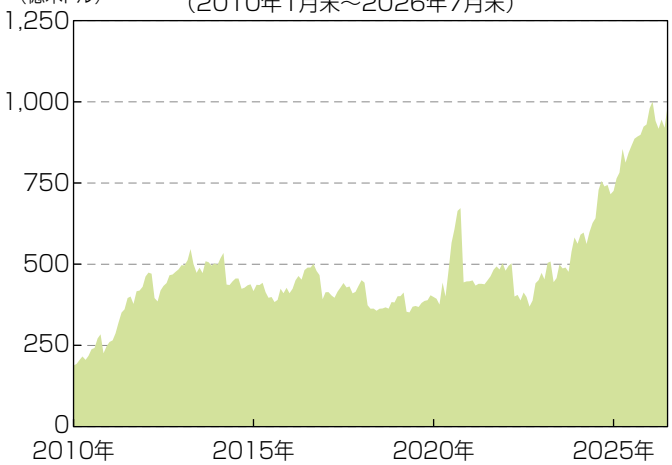

FTSE世界国債インデックス（ニュージーランド、参考市場）の時価総額を使用

※当資料に示す各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

※上記グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

当ファンドの運用について　運用プロセス

●当ファンドの運用はアモーヴァ·アセットマネジメントが行ないます。その際、「アモーヴァ·アセットマネジメント·ニュージーランドリミテッド」の投資助言を受けます。

ニュージーランドドル建ての公社債など
（国債、地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債、社債など）
※ニュージーランド国外の発行体が発行するニュージーランドドル建ての公社債などを含みます。

流動性が低い銘柄を除外

投資対象候補銘柄

投資銘柄を選定

パフォーマンスおよびリスクのモニタリング

ポートフォリオ

銘柄選定にあたって

■ニュージーランドの経済状況や財政·金融政策、金利見通しなどを考慮します。

■キャッシュフローなど企業のファンダメンタルズや、利回りなどの価値評価などを分析し、銘柄の絞り込みを行ないます。

分析のポイント				
	金利動向	流動性	信用力	
	リスクコントロール	バリュエーション	企業の業界動向	など

投資助言について

■ニュージーランドの経済状況や金融政策などについては「アモーヴァ·アセットマネジメント·ニュージーランドリミテッド*」からの投資助言を受けます。

＊「アモーヴァ·アセットマネジメント·ニュージーランドリミテッド」は、主にニュージーランドの債券および株式の運用に強みを持つ、アモーヴァ·アセットマネジメントのニュージーランドの運用拠点です。

※上記運用プロセスは、2026年1月末時点のものであり、将来変更になる可能性があります。

当ファンドの運用について　ファンドの仕組み

●当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。

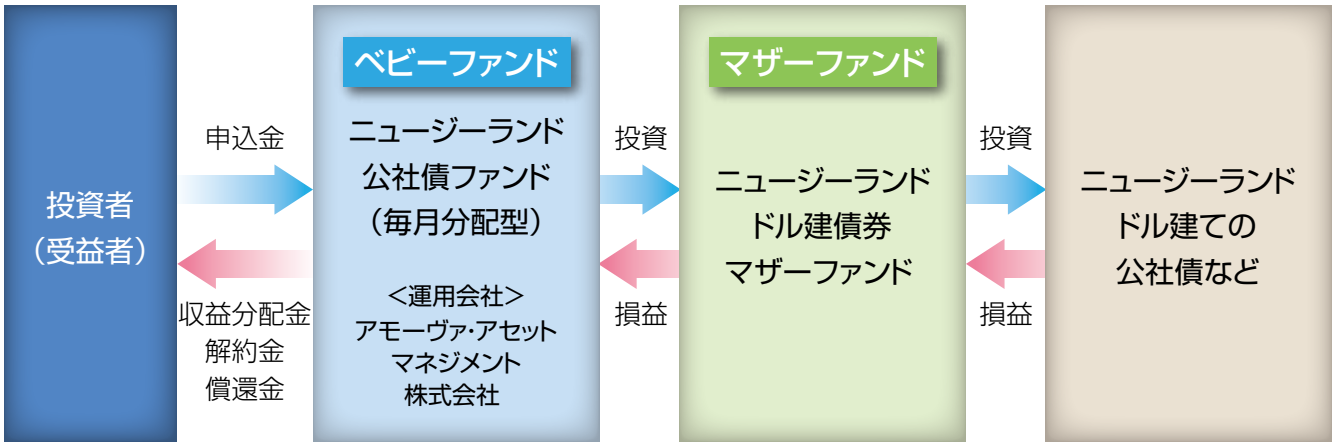

〈主な投資制限〉
●株式への実質投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

〈分配方針〉
●毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

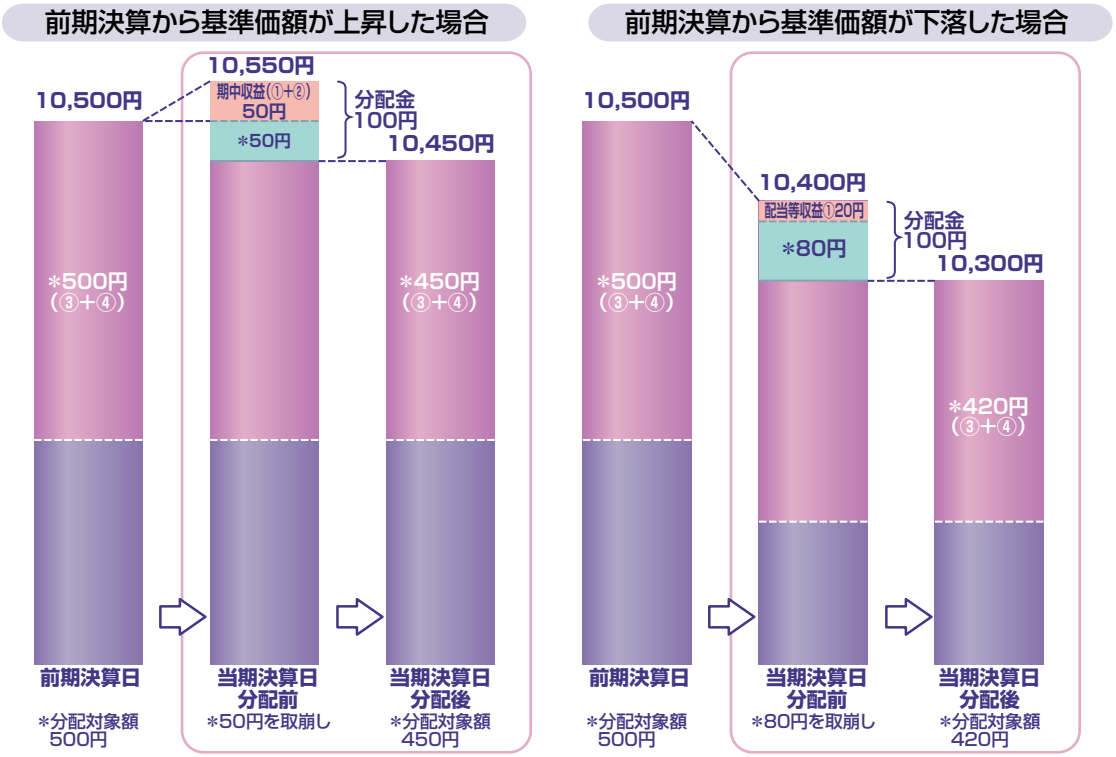

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　　**分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合**

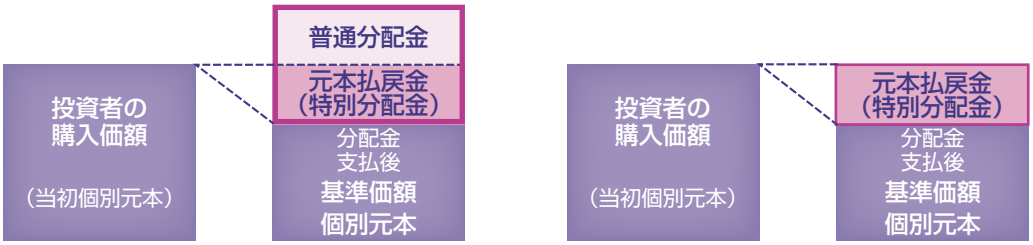

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「手続･手数料等」の「ファンドの費用･税金」をご参照ください。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング･オフ）の適用はありません。
○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
○当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

○運用状況の評価･分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2026年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

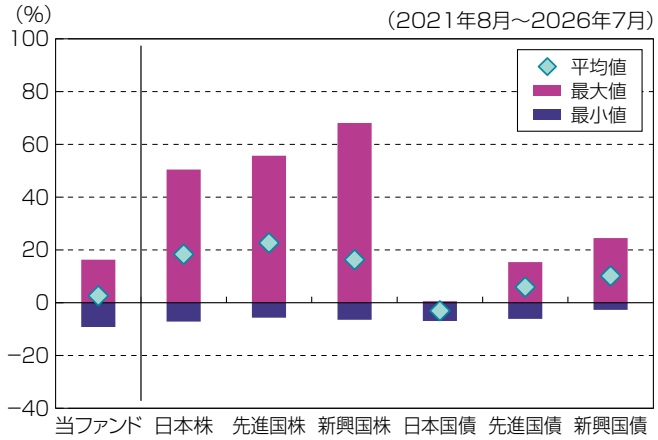

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.7%	18.3%	22.7%	16.3%	-3.0%	6.0%	10.2%
最大値	16.3%	50.5%	55.7%	68.1%	0.6%	15.4%	24.5%
最小値	-9.2%	-7.1%	-5.7%	-6.5%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大･最小･平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

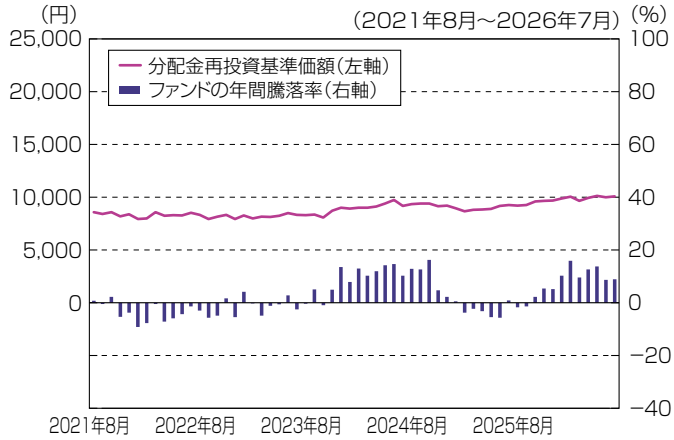

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2021年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞
日本株……TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株……Morningstar 先進国株式指数（除く日本、配当込み、円ベース）
新興国株……Morningstar 新興国株式指数（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

基準価額・純資産の推移

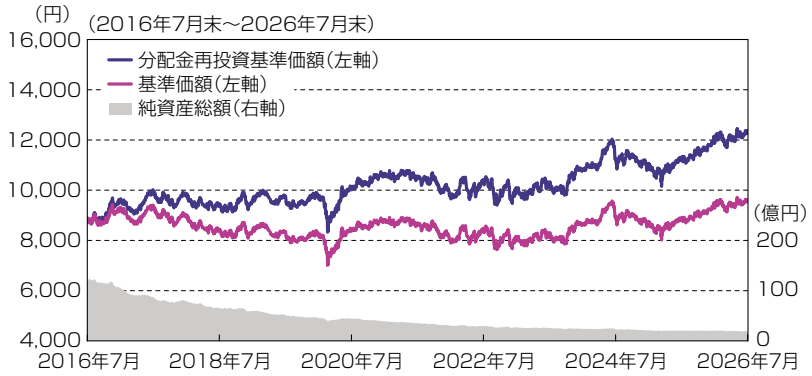

基準価額 …… **9,533円**

純資産総額 …… **19.15億円**

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月	2026年7月	直近1年間累計	設定来累計
8円	8円	8円	8円	8円	96円	3,629円

主要な資産の状況

＜資産構成比＞

組入資産	比　率
公社債	97.8%
現金その他	2.2%

※当ファンドの実質組入比率です。

＜債券種別構成比率＞

種別	比　率
国債	80.9%
地方債	14.6%
政府保証債等	4.6%
社債	0.0%
その他	0.0%

※マザーファンドの組入債券評価額比です。

＜債券国別投資比率＞

国名	比　率
ニュージーランド	95.4%
国際機関	4.6%
その他	0.0%

※マザーファンドの組入債券評価額比です。

＜債券組入上位10銘柄＞（組入銘柄数：11銘柄）

	銘　柄	種 別	クーポン	償還日	比　率
1	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	3.500%	2033年4月14日	28.7%
2	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	1.500%	2031年5月15日	18.1%
3	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	2.750%	2037年4月15日	13.0%
4	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	4.500%	2030年5月15日	10.3%
5	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	地方債	1.500%	2029年4月20日	7.0%
6	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	地方債	2.000%	2037年4月15日	5.9%
7	ASIAN DEVELOPMENT BANK	政府保証債等	2.125%	2031年5月19日	4.5%
8	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	2.750%	2051年5月15日	4.0%
9	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	5.000%	2054年5月15日	2.8%
10	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債	1.750%	2041年5月15日	2.8%

※マザーファンドの純資産総額比です。

年間収益率の推移

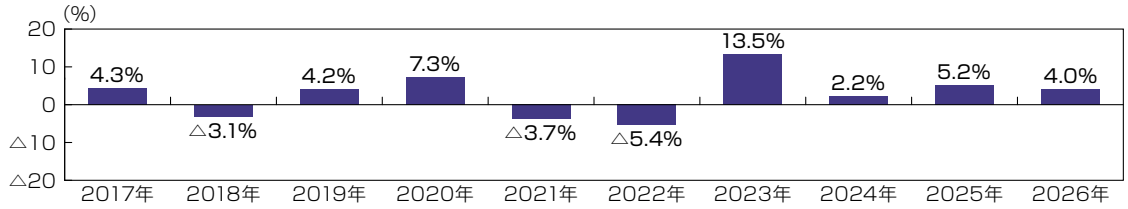

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2026年は、2026年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年10月22日から2027年4月16日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入･換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入･換金の申込日がニュージーランド証券取引所の休業日に該当する場合は、購入･換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入･換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2029年1月18日（2014年2月18日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月18日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス　www.amova-am.com ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（1月、7月）および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	**購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内** ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	**ありません。**

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.364%(税抜1.24%)
運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

〈運用管理費用の配分(年率)〉

運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.24%	0.55%	0.65%	0.04%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。

その他の費用・手数料

諸費用(目論見書の作成費用など)	**ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額** ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
売買委託手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2026年10月21日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間:2026年1月20日～2026年7月21日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.48%	1.35%	0.13%

※対象期間の運用･管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

メモ

amova

アモーヴァ・アセットマネジメント